

平成 19 年度 高知県農林業基本対策審議会

日 時：平成 20 年 2 月 18 日（月） 14：00? 16：00

場 所：高知グリーン会館 2 階「グリーンホール」

出席者：

（審議会委員）山崎實樹助 大山 端 尾崎 眞一 宮脇 真弓 野村 和仁
居長原信子 野島 常稔 小門 賢一 中山 尊裕 依光 良三
西井 一成 山本 智子

（県農業振興部）川上部長 土橋副部長 谷口副部長 藤田農政企画課長
奴田原環境農業推進監 宮地農業農村支援課長 林協同組合指導課長
前田環境農業推進課長 西尾園芸流通課長 垣内地産地消課長
桜谷畜産振興課長 井上農業基盤課長

（県森林部）臼井部長 坂本副部長 溝渕森林企画課長 西村森づくり推進課長
久武森づくり推進課企画監 杉本林業改革課長 土居木の文化推進室長
大野木材産業課長 堀岡治山林道課長

（県産業技術部）前田研究開発課長

【 開 会 】

（釣井農政企画課チーフ）

出席を予定されている委員の皆さま方、お揃いになったようですので、定刻より若干早
いようですが、ただ今から高知県農林業基本対策審議会を開催いたします。

私は、審議会の事務局であります農政企画課の釣井と申します。議事に入りますまでの
間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、農業振興部長からご挨拶を申し上げます。

【 農業振興部長挨拶 】

（川上農業振興部長）

委員の皆さまにはご多用のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
また、日ごろから農林行政の推進にご理解とご協力を賜っておりますことに、心か
ら感謝を申し上げます。

さて、県では、当審議会におきまして熱心なご審議をいただきました「こうち農業・農
村振興指針」を、昨年 1 月に策定をしました。「消費地に信頼される園芸産地づくり」と
「地域特性を生かした農業の展開と農村の振興」を取り組みの基本方向としまして、関係
者がその方向性を共有をしまして、まとまりを持って取り組みを進めていくこととしてい
ます。

特に、本県の農業産出額の 75%を占めます園芸農業の振興に重点を置いて、消費・流

通構造の変化に対応した生産・流通体制を築き、まとまりのある産地を形成するために、ハード・ソフト両面からの取り組みを進めているところでございます。

また、消費者の食の「安全・安心」志向に応えるために、環境保全型農業のトップランナーを目指して、県内全域への普及・定着に向けた取り組みを進めていくとともに、その取り組みを消費者や流通関係者などに効果的にPRすることによりまして、本県農産物のイメージアップを図り、「消費地に選ばれる産地」を目指してまいります。

中山間地域については、過疎化・高齢化が進むことによりまして、担い手が減少いたしまして、集落機能が低下をしてきております。こうした中山間地域の維持・活性化を図るためには、「将来にわたって集落で生活ができる農業の仕組み」づくりに取り組む必要がございます。そのため、これまでの集落営農の取り組みに収益性の高い園芸品目等の導入を組み合わせまして、その産地化による所得の向上を目指す「こうち型集落営農」を推進し、全力で支援することとしております。

林業分野に目を向けますと、水源のかん養や地球温暖化の防止といった、公益的な機能を持続的に発揮していくための取り組みや、林業・木材産業の再生と自立できる森林経営の実現を目指して、様々な取り組みを進めていくものとお聞きしております。

改めて申し上げるまでもなく、本県の農林業は、過疎化や高齢化の進行などによりまして担い手の減少をはじめ、農林産物の輸入の増大や、価格の低迷など多くの課題を抱えておりまして、大変厳しい状況が続いております。

そうした中で、本県農林業の振興を図ってまいりますためには、これまで以上に関係者の創意・工夫と力の結集が求められるところでございまして、政策を共有し、その一体的な推進を図っていくようにしていくことが重要であると考えております。

本日の審議会では、3件の報告案件が予定をされております。

先ほど申し上げましたが、昨年1月に策定をいたしました「こうち農業・農村振興指針」の数値目標の進捗状況などを事務局から報告をさせていただきます。

また、「木の産業づくりと森の再生プラン」に基づく取り組み状況を報告させていただきますとともに、県の平成20年度当初予算の見積概要についての報告もさせていただきますこととしております。

どうかよろしく願いいたします。

【 会議成立報告 】

(釣井農政企画課チーフ)

本日は、当審議会委員16名のうち、12名の委員の皆さまのご出席をいただいております。審議会条例第7条第2項に定めます会議の成立要件を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

【 会議次第説明・委員紹介 】

(釣井農政企画課チーフ)

それでは、お手元の資料1をご覧いただきたいと思いますが「平成19年度高知県農林業基本対策審議会」と書かれました表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

本日の会議は、ここにあります「審議会次第」に沿いまして進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、本日ご出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。

また、昨年1月の審議会以降に、委員の所属されている組織の役員改選や人事異動に伴いまして、新たに2名の方がご就任されましたので、併せてご紹介をさせていただきます。

同じ資料の2ページに審議会委員名簿を、3ページに委員の新旧対照表をお示ししていますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、関係団体の役職員としてご就任いただき、当審議会の会長を務められております山崎委員でございます。

副会長の野島委員でございます。

続きまして大山委員でございます。

尾崎委員でございます。

宮脇委員でございます。

野村委員でございます。

居長原委員でございます。

金融機関の役職員としてご就任いただいております、小門委員でございます。

行政機関の職員として、昨年9月から新たにご就任いただいております、中山委員でございます。

学識経験者としてご就任いただいております、依光委員でございます。

西井委員でございます。

昨年9月から新たにご就任いただいております。山本委員でございます。

以上で、ご出席の委員のご紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【 幹部職員自己紹介 】

(釣井農政企画課チーフ)

続きまして、県の幹部職員の自己紹介をさせていただきます。まず、農業振興部からお願いします。では、農業振興部長から、

農業振興部長の川上でございます。

農業振興部副部長の土橋です。

副部長の谷口です。

環境農業推進監の奴田原でございます。よろしくお願いいたします。
農政企画課長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。
農業農村支援課長の宮地と申します。
協同組合指導課長の林でございます。よろしくお願いいたします。
環境農業推進課の前田でございます。よろしくお願いいたします。
園芸流通課の西尾です。よろしくお願いいたします。
地産地消課の垣内です。よろしくお願いいたします。
畜産振興課の桜谷です。よろしくお願いいたします。
農業基盤課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

(釣井農政企画課チーフ)

続きまして、森林部からお願いします。森林部長からどうぞ

1月1日の人事異動によって森林部の部長を務めさせていただいています白井と申します。

私も1月1日から副部長を務めさせていただいています坂本と申します。どうぞよろしくをお願いします。

森林企画課の溝渕でございます。よろしくお願いいたします。
森づくり推進課の西村でございます。よろしくお願いいたします。
森づくり推進課企画監、分収林改革担当であります久武でございます。
林業改革課、杉本です。よろしくお願いいたします。
木の文化推進室の土居と申します。よろしくお願いいたします。
木材産業課の大野でございます。よろしくお願いいたします。
治山林道課の堀岡でございます。よろしくお願いいたします。

(釣井農政企画課チーフ)

どうもありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

審議会条例第7条第3項によりまして、会長が、会議の議長となることとされておりますので、会議の進行を会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【 会長挨拶 】

(山崎会長)

改めまして山崎です。よろしくお願いいたします。大変皆さん、2月に入っても寒い日が続きますが、何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

進行役の事務局の方からお話しがございましたように、条例に基づきまして、本日の会

議の進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【 議事録署名委員指名 】

(山崎会長)

それでは早速会議に入りたいと思いますが、まず最初に審議会の運営要領によります議事録の署名人、2名を選任する必要がありますが、お構いなければ私の方でご指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

(山崎会長)

ご承認いただきましたので、私の方からご指名させていただきます。小門委員さんと中山委員さんに本日の議事録の署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【 部会委員指名 】

(山崎委員)

会議に入ります前に、新しい委員の皆さん2名、先ほどご紹介いただきました。審議会条例第8条第2項に基づきまして、各委員さんの部会への配属のご協議をいただきたいと思います。このことにつきましては、規定によりまして会長の方から指名すると、こういことになっておりますので、私の方から部会への所属を指名させていただきたいと思います。お構いなければ事務局の方をお願いして、案を作ってください。配付させていただきます。

見ていただいたらお分かりだと思いますが、この審議会は2つの部会を立ち上げております。中山委員さん、山本委員さんにつきましては、新しく就任していただきましたが、お2人のそれぞれの専門性、あるいは全体部会の構成等々、勘案いたしまして、中山委員さんにつきましては林業部会の方へ。山本委員さんにつきましては農業部会の方をお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

《異議なし》

(山崎会長)

ご承認いただきましたので、今後の部会の所属につきましてはご報告申し上げた内容で進みたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の審議会の議事につきましては、川上部長の方から挨拶の中でもございましたとおり、3つの報告事項を提案することになっています。順次事務局の方からご説明いただき、ご意見等賜りたいと思いますのでよろし

くお願いします。

それでは早速第一の審議事項でございます「こうち農業・農村振興指針」につきまして、事務局の方からご報告をお願いします。

【 こうち農業・農村振興指針について報告 】

(藤田農政企画課長)

農政企画課の藤田と申します。座ったままで失礼させていただきます。それでは、今回初めての方もおいでになりますので、指針の概要を簡単にご説明したいと思います。お手元にお配りしています「こうち農業・農村振興指針」のパンフレットの方をご覧くださいませ。

まず表紙の方は、本県農業に関わる農業者、農業団体、行政等の関係者と消費者も含めて一体的な取り組みを進めていくことを表現しています。表紙をめくっていただきまして、見開きになっていますけど、左側の上の方に、この指針の期間を載せております。平成19年度から平成23年度までの5年間の指針でございます。右の方のページには、本県の農業の現状をデータで示しています。一つは厳しい状況、また一方、これからの発展が期待できる指標などを載せています。

こうした環境の変化に対応していくために、左側のページに戻っていただきまして、下の方に目指すべき方向を2つ掲げています。まず産業政策として、「1 意欲と能力のある担い手が創る力強い産地づくり」、地域政策として、「2 地域特性に即した農業・農村づくり」でございます。この2つの方向を実現していくための具体的な取り組みは、内側を両開きしていただきまして、4枚組みで取り組みの基本方向の体系と取り組み項目を表しております。まず2本の柱立てと9つの取り組み項目で構成しています。一つ目の柱は「消費地に信頼される園芸産地づくり」、中身は消費流通構造の変化に対応できるまとまりのある園芸産地の再構築や環境保全型農業のトップランナーを目指すことなど、本県農業の強みを生かせるよう取り組みを進めていく、ということでございます。二つ目の柱としまして「地域特性を生かした農業の展開と農村の振興」としまして、中山間地域を多く抱える本県では農業を核として農業・農村の活性化を図ることが重要であるということ、集落営農の推進など、地域のまとまりの力で集落の維持・発展を目指していくことなどを載せております。主な具体的な取り組みの詳細は省略させていただきますけど、ご覧のようなさまざまな取り組みを関係者が一体となって進めていくことが重要だと考えています。

裏表紙、たたんでいただきまして、最後の裏表紙に、この5年後に到達したい目標ということで、数値目標を掲げています。この項目は33項目になりますが、進捗状況については、後ほど報告させていただきます。

昨年1月、本審議会からの答申の際に、農業者など関係者への指針の周知が大切とのご意見をいただいています。これまでの周知の取り組みをご説明させていただきます。本

日お手元にお配りしています資料の 2、これの 1 ページをご覧ください。指針の配布状況でございますが、昨年 3 月に指針の本編と概要版が完成しまして、関係者の方々に配布させていただいています。4 月以降はいろんな会議やイベントなどで、農業者の方々を中心に配布しています。配布状況につきましては、この表に示すとおり、特に概要版につきましては 1 万部を、もう既に配布済みでございます。

指針の説明など関係者への周知の取り組みにつきましては、農業振興センターなどを中心にしまして職員が参加するいろんな会議や農業者の方々と接する機会を利用して、積極的に指針の説明を行ってきたところでございます。中程にグラフを載せていますように、農業者の方々向けの研修などが開催回数の 7 割を占めています。これからも、継続的に配布・説明を行っていきたいと考えています。

それでは早速、指針の進捗状況についてご説明したいと思います。2 ページ、3 ページの一覧表をご覧ください。33 項目の指針の数値目標について、現状と目標に対する取り組み 1 年目の進捗状況と評価を記載しています。4 ページ以降につきましては、それぞれの取り組みの状況と今後の対応などを追記したものをそれぞれ載せています。まず評価でございますが、3 ページの下の隅に載せていますけど、 につきましては、取り組み 1 年目で既に数値目標が達成され、目標を超えて進んでいるものとさせていただいています。今回、これが 5 項目ございます。 は目標どおりに進んでいないものとして載せておりますが、これは実際、今回取り組みを始めてまだ 1 年も経過しておりませんので、正式な評価ということではなく、今回見ていただくための 1 つの目安として事務局の方で付けさせていただいたものですが、例えば 5 年後の数値目標につきましては、1 年目の評価の目安としまして、その進捗率が 5 分の 1、つまり 20%を下回っているものにつきましては と評価させていただいています。また、その数値目標が 1 年のものにつきましては、その達成率が 80%を下回るものについて、事務局の方で と表現させていただいています。今回、その が 13 項目ございます。空欄につきましては評価なしということで、現在調査中のものや取り組みを始めたばかりで数値自体の把握ができなかったもの、これが今回 4 項目ございます。

それでは 33 項目全てのご説明は時間の都合でできませんので、今回 とさせていただいたもの、数字上目標どおりに進んでいない項目、13 項目について簡単にご説明したいと思います。4 ページをめくってください。先ほども という評価につきましては、1 年目の数値だけで単純に、事務局の方で機械的に付けているため、実際目標達成に向け取り組みが順調に進んでいるものでも、表現上 になっているものもございますので、ご承知おきくださいませ。まず、左の片隅に 1 という小さい数字を載せていますけど、「1 園芸品の系統率」、これが になっています。63%を 70%にする目標を立てておりますが、18 園芸年度が 63%ということで、現状維持という形になってはいますが、この辺につきましては引き続き戦略会議を軸としまして、農家へのサービスの向上、部会や研究会の活性化による産地のまとまりへの誘導、系統強化につながる新たな集出荷の仕組みづく

り、外食・中食など業務加工需要への対応強化などに取り組んでまいります。

5 ページをお願いします。5 番の数字、一番上の「農村女性リーダー数」でございます。これにつきましては進捗状況の把握が、平成 19 年の 3 月末日ということで数字的には少ないのですが、実際 19 年度には制度の円滑な運用のために実施要項の運用を改善しまして、20 年 1 月には新たに 11 名が認定されていまして、これまでより認定数につきましては増えています。今後は、農村女性リーダーネットワークや地区協議会とも連携しまして、新たな農村女性リーダーの発掘を行いつつ、認定数の増加に努めてまいります。

次の「家族経営協定締結農家数」につきましても、進捗状況の把握が、平成 19 年の 3 月の数字を載せています。推進にあたりましては、担い手対策・経営改善促進のツールとしまして家族経営協定を位置づけ、推進しておりまして、その成果が出てきております。20 年 1 月末現在では 253 戸となっております。

次の「新規就農者数」につきましては、これは目標 150 に対して 116 の状況でございますが、研修支援事業による研修機会の創出や、各研修施設の研修生に対する関係機関との連携支援によりまして、新規就農者の確保育成に努めてまいります。

次の 6 ページをご覧ください。一番上の「土佐鷹」の栽培面積」についてでございます。これにつきましては、今回重油高騰が向かい風となりまして、「土佐鷹」の 10 程度の最低夜温が必要な分の栽培面積の伸び率が低下しておりますが、今後につきましては「土佐鷹普及推進協議会」を対象にしまして、3 月の種苗発注期限に向けて組織的な取り組みを支援して参りたいと考えています。

次が一番下の番号が 14 番の「エコシステム栽培農家数」でございます。これにつきましては様々な品目や作型でエコシステム栽培の新たな登録審査基準を策定しましたが、新品目における認証取得には至りませんでした。ただ 20 年 6 月を目途に、エコシステムの要件について見直しを行い、GAP の考え方が、品目毎のエコシステムに反映されるように検討を行うとともに、関係する各品目部会を中心として認証取得を推進してまいります。

では 7 ページをお願いします。7 ページの 16 番、「天敵導入農家率」ですが、申し訳ございません。ここで 1 つ訂正がございますけど、今日お配りしてあります資料ではミョウガの進捗状況が 65% になっておりますけど、先日、皆さま方に事前にお配りしてありました資料 2 の方の 2 ページのミョウガの欄が 85% になっていました。これは 65% の間違いですので、今日の資料を参考に見ていただければと思います。今回、天敵導入の農家率が伸びなかったのは、ナス及びピーマン・シトウ類におきまして、新害虫のタバココナジラミに対して、現在確立されている IPM 技術では十分な対応ができなかったことによりまして、天敵導入率が低下しています。

今後は、IPM 技術を県内全域に拡大していくために、19 年度より普及の進んでいる地域の指導者の方を導入の進んでいない地域に派遣したり、コナジラミの発生に対応した天敵の利用技術体系の見直しなどに取り組んでいます。

8 ページをご覧ください。項目 20 の「こうち環境・安全・安心点検シート〔その 2〕」でございます。この点検シート作成の基本となる国の GAP マニュアルの公表が平成 20 年 12 月、今年の 12 月となったために、点検シートのその 2 は県としましては未作成となっておりますけども、JA 土佐あき、JA 土佐れいほく、JA コスモスの 3 農協では、独自作成の点検シートを作成し、取り組みが始まっています。今後は国の基礎 GAP 等をもとに、点検シートその 2 を作成しまして、県農協中央会など関係機関の連携体制を強化しながら普及推進に取り組んでまいります。

このページ一番下の「出前授業受講者数」でございます。これにつきましては、平成 18 年度の数字を載せていますけども、平成 18 年度は予算の制約がございまして、実際申し込みが 7 件余分あったものを、予算がないためにお断りしたということで、実績が大きく落ち込んでおりますけども、平成 19 年度につきましては、実施予定を含めた見込みは 1,500 人となっております。来年度、平成 20 年度は、予算を更に増額要求しておりますし、1 度に複数のクラスや学年で実施するなど、引き続き効率的に実施していく予定でございます。

9 ページを開いていただきまして、25 の「集落営農組織に準じる組織数」。これは現状の 105 組織に対しまして、現在 81 組織となっております。これは集落営農組織に準じる組織から集落営農組織への引き上げに重点をおき取り組んだこともあり、集落営農組織に準じる組織数が減少したところです。今後は担い手協や水田協などと連携を図りながら、研修会や集落座談会等を通じまして推進に努めてまいります。また、20 年度からは、中山間地域集落営農等支援事業として集落営農の育成を図ることとしています。

次の「肉用牛飼養頭数」につきまして、これも現状よりも若干数字が落ちてはいますが、生産者の高齢化による離農や飼料高騰の影響で頭数は横這い傾向にございます。ただ、昨年、鳥取で行われた全国和牛能力共進会におきまして、2 頭の土佐褐毛牛が入賞を果たしたこともあり、これを契機に減少に歯止めをかけていく所存でございます。

次の「ユズの生産量」につきまして、これもトン数が落ちてはいますが、平成 15 年の極端な不作以降、裏年の 17 年生産量が一段と減少している中で、18 年生産量は減少分を上回る表年にならなかったために、17、18 の平均の生産量は減少したところではありますが、新植により面積は年々増加しています。また、各産地とも新植や改植の意欲は高く、国の事業導入も計画されているところでございます。

10 ページの項目番号 29、「ブントンの生産量」ですが、これも数字が落ちてはいますが、平成 18 年は春先の寒さのため着花量が減りまして、特に宿毛市の生産量が減少しています。そのため、平成 17、18 年の平均の生産量は低下しておりますが、今後は収穫の少なかった幼木園が成園化することで、順調な生産量の増加が見込まれているところです。

以上、 と評価させていただいたもののご説明を簡単にさせていただきました。

次に取り組む 1 年目で数値目標が達成されまして、目標を超えて進んでいる項目が 5

項目ございます。その内の今回、数値目標を上方修正を行いたいと思う項目、4項目を説明させていただきます。

5ページに戻っていただきまして、項目番号の8番、下の方ですけど「農業法人数」、これが目標が110で、今の進捗状況が111法人ございます。目標値の修正としまして130法人を上げておりますけども、これは異業種法人、特に建設業に対し、説明会を行ってきたことなどから、平成18年11月以降の1年間で、6法人が異業種より参入するなど順調に推移しているため、今回目標値を130ということで修正させていただこうと考えています。

次に9ページをお開きください。一番上の24番の「集落営農組織数」でございます。これは目標60に対して、現在67組織ということで、担い手協とか水田協などと連携を図りながら、研修会や集落座談会等を通じた推進に努めることで、目標を達成しました。今後、こうち型集落営農でのモデル集落の育成も含めまして、目標値を80組織に上方修正させていただきたいと考えています。

10ページの中程にあります31番の「直販所販売額」でございます。これも目標65億円に対して今現在70億円ということで、消費者の志向に支えられ、これまでの伸びを維持していますが、マーケットはほぼ飽和状態であるとみられるので、今後は伸びが鈍化すると思われませんが、過去10年間での最小の伸び、102%で積算し直しまして、数値目標を76億円に上方修正させていただきたいと考えています。

最後に32の項目の給食に対応している「生産者組織数」でございます。これも目標60に対して、現在71組織ということで、生産、消費のマッチングの場を設定しまして、地域食材の利用促進を図った結果、供給組織は昨年に比べ、延べ10組織増加しており取り組みが拡がりつつございます。今後も供給先拡大が予想されるため、80組織に目標値を上方修正させていただきたいと考えています。

以上、簡単ですが指針の進捗状況のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(山崎会長)

第一の審議事項でございます「こうち農業・農村振興指針」の取り組みの進捗状況につきまして、特に目標どおりに進んでいない項目、あるいは目標を超えて既に達成して、新たな目標を設定した内容等を中心に説明いただきましたが、ご意見等、ご質問等いただきたいと思っております。お気づきの点等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(宮脇委員)

番号5番と6番、ページにしましたら5ページですけど、今、この時点でこんな意見が適切かどうかちょっと分かりませんが、最初にこの数字を決める時にも、ちょっと似たようなことを申し上げたような記憶があるんですが、目標の数字を上げることに各普及

所の段階で努力されていることが、こういう年度末になったら非常に見えてきてですね、一生懸命になっておられるんですけど、なかなかリーダーさんも、認定してもその後のフォローができてないというか、育てるという状況が設定されてないような、まだまだ手が足りないというか、そういうところがもうちょっと考えていただいて、成長するというのは、そういうところにぜひ、希望ですけどお願いしたいなと思うところです。

次の家族経営協定ですけど、非常に大幅な目標の数字が上がっていて、これも非常に地域では新しく入っていただきたいということで、普及員さんが努力されております。けれども、今までに認定された方々が一年目認定したとしても、次の年というか、以後が全然集まりであるとか会であるとか、いろいろそういう段階のことが怠っているというか、目に見えて成長しているというのが見えないというので、そこをもうちょっと力を入れないと、一番最初になった人達の姿を見ているわけですから、目に見えて数字が上がってこないのではないかなというふうに思います。そこもやはり 2 年目、3 年目ということで、また考えていただきたいなと思うところです。以上です。

(山崎会長)

県の方からご答弁願う前に、どうですか山本さん、ネットの方の代表として、お気づきの点、このことについては。

(山本委員)

宮脇さんが貴重なご意見、発表してくださって、やはりリーダーの数に囚われて、どうしても普段の活動をどんどん今の現状で、広域になっていきますので、事務局の方でもしっかり支えがないと、なかなか自主的な組織といえども、自分たちの力では限りのあることです。それから県のネットワークの方は、アウトソーシングでNPOの事務局のお手伝いをしてもらっているのですが、それも一年一年、プレゼンテーションをして、それで決まるということで、できれば私たちのお世話になっている方としましては、せめて 3 年ぐらいは同じ団体の方と協力しながらやっていきたいのにねという話は、よくリーダーの中でも出てますので、そういうフォローしていただく人たちとの関係をスムーズにできるようになればと思います。

それと、私も一つ構いませんか。6 ページの「土佐鷹」の栽培面積のことでちょっとお聞きしたいんですけど、私も(香南市)香我美町でナスを作ってますので、これからどんどん「土佐鷹」の栽培面積が増えていくとは思いますが、現状では農家の方は購入苗の方がすごく増えています。その購入苗を栽培する面積が、農家の需要に対して付いていくのかどうか。その点が不安というところと、それから 7 ページの 16 番の天敵の導入農家率のところ、先日もこの天敵の導入をしてうまくいっている農家に、見せてもらいうちの土佐香美の方も行ったんですけど、なかなか天敵の数は増えても、やはり疫病の方、ススカビとかそういうのが蔓延しているということは、これからどんどん葉がふるって収

量が落ちてくると。やはり品質、収量、そのポイントがちょっと余りにも天敵の数に囚われて、その辺がちょっと最近意識が低下しているんじゃないかなと思って、私たちは現場で感じています。やはり力のある農家、天敵がうまくいっている農家だけじゃなくて、そこまでに至る底上げというか、特に共計品目は、みんなの実がよくなると、なかなか価格に反映してこないの、うちも何年か前までは防除所の方が、ハウスの中へ天敵のカウントにきてました。防除所というのは、天敵の数だけカウントしていくので、やはりそれプラス収量のデータと収品率のデータ、その 2 つがプラスされないとなかなか選んでもらえる産地には、産地強化にはつながっていかないと思うので、そこを今日はぜひお願いしたいと思ってきました。すみません、長くなりましたが。

(山崎会長)

一旦ここで質問を切りまして、県の方から

(前田環境農業推進課長)

環境農業推進課の前田です。たくさんの質問をいただきましたので、順次お答えしていきたいと思いますが、最初に女性リーダーの認定数、それから家族経営協定の数のご提案をいただいたのですが、今回指針では、一応目標の数値ということで掲げております。宮脇委員さんのご指摘がありましたので、フォロー体制ですね。いろいろ十分ではないかも知れませんが、これからもフォロー体制はしっかりやっていきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、家族経営協定もですね、去年の審議会の時も、非常に目標値が高いのではないかとご指摘もいただいたんですけど、やはりこの家族経営協定というのが、家族全員で話し合って経営改善に繋げていくというような、一つの手法でございますので、まとまりの産地の一つの最初の原点でございますので、この辺はしっかりと家族経営協定をやっていきたいと思ひています。フォロー体制も、提携しただけでは駄目だというお話しでございますので、しっかりやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(西尾園芸流通課長)

園芸流通課の西尾です。お世話になります。先ほど「土佐鷹」の購入苗の件でご質問ございました。「土佐鷹」につきましては、県の育成品種でございますので、許諾契約は種苗センターのみとなっております。種苗センターのいわゆる販売代理店が高知県園芸連さんだけとなっております、ルートとしましては農家の方が農協に注文いただいて、農協から注文を園芸連さんが集計をして、発注を種苗センターに掛けるということになっておまして、現状は「土佐鷹」につきましては、種苗センターで対応できるような形になっておます。なお、園芸連の大山委員がご出席いただいておりますので、今日私数字を持ってないんですけど、補足いただければありがたいんですけど。

(大山委員)

数字は持ってないんですが、ここにありますとおり3月、「土佐鷹」が目標面積もありますし、それぞれJAまたは県の関係機関等をまとめて普及推進をやっているということと、それによって発注の苗がどのくらい来るのかというのが、今取りまとめ中です。基本的には種苗センターで育成苗にして供給するというのをベースにしてまして、もし種苗センターのキャパがありますので、足りない場合には、ある程度品種を、いわゆる高知県として確保できる、他に流出しないような形で育成できる委託先で育苗するという計画を持っています。いずれにしても、発注いただくものは基本的に苗で供給できる体制を、何とか組んでいきます。それでどうしてもできない場合は、種子で供給するという予定をしまして、最終的には県とも協議をして決めたいと思っています。今のところ、何とか今年はできるだろうというふうに見込んでいます。

(宮脇委員)

ポット苗になると面積がどうかと思いますが。

(大山委員)

そうですね、その辺が一番いいのはプラグ苗で供給できたら一番いいわけですが、中間の鉢上げが大変な労力ですので、その辺の仕組みも合わせて、いずれにしても農家の方々の労力ができるだけ少なく、なおかつ良質の苗を供給できるような体制は、これからも検討していきたい。

(山崎会長)

天敵絡みの質問もありましたが

(前田環境農業推進課長)

天敵のことに関してもお答えしたいと思います。天敵に関しましては、高知県は去年からですけど、環境保全型農業のトップランナーを目指すということで、一つの目玉として、天敵の普及を図っているところでございます。ただ進捗状況をご覧になっても分かると思いますが、丁度タバココナジラミのバイオタイプQというのが発生しまして、なかなか市販の天敵では防除しにくい、防除が困難という害虫でございますので、今現在、在来天敵を使ってその技術の確立に努めているところでございます。現在、消費者の安全・安心に伝えるには、この環境保全型農業は進めていかなければならないということですが、先ほど山本委員さんからもお話しありましたが、基本的にはやはり経済性だと思います。品質・収量が落ちて、農家の経営が危なくなるとはいきませんので、それは我々も指導していきたいと思っていますので、その辺、また現場の振興センターと一緒に進めてまいり

たいと思います。

(山崎会長)

それとNPOとの契約を3年くらいに延ばしてもらえればというようなご意見等も出ていましたが、その辺はどうなんですかね。

(前田環境農業推進課長)

ちょっと即答はできませんが、できるだけ複数年契約できたらいいと思います

(山崎会長)

また事務局の方で検討していただくということにさせていただきますでしょうか。川上部長何か

(川上農業振興部長)

ちょっと補足させていただきます。ナスの天敵、ナスだけではないのですが、園芸品目に天敵を導入することについては重点的に進めていきたいと思っておりますが、先ほど課長が言いましたが、経済性を度外視してということでは決してない。当然、天敵を導入することによる農業コスト、あるいは天敵で栽培することによる収量、あるいは品質というものもしっかり確保しながら進めていくということが大事だろうと思っております。今ちょっと安芸の方で進めていますが、収量が素晴らしい。天敵その他で。例えば18t、20t取ることができるような農家の方々の経営というものを標準化して、そういうノウハウをスタンダードにして、それを各地域ごとに研究会を開いてそれを普及する。そういうことを今、安芸の振興センターの方で進めておりますが、そういう内容を皆さんの方へもしっかりやれるように進めていきたいというふうに思っております。やはり先ほどお話しがありましたように、収量と品質、そして農家経営の向上ということが必須でございますので、そういうことを目指して進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(山崎会長)

その他、委員さん、お気づきの点等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(大山委員)

ちょっとお尋ねしたいと思いますが、31項の直販所の販売額の中で、今後の対応等については正にこういったとおりだと、ここに記載されているとおりだと思いますし、また地産地消という面から言っても、当然こういった直販所の役割というのは大きいと思いますが、もし分かっておりましたら、この例えば76億、現状70億でも結構ですが、その

中で加工品と生鮮品とを分けてですね、何かそういう中の分類があれば、これは系統共販のことと、全てじゃないですけども、一部関わりもあります。もし分かっておられましたら教えていただきたいと思います。

(垣内地産地消課長)

地産地消課の垣内です。今回の調査は去年度調査したものでございまして、年度で言いますと、18年の額が出ています。141店舗で70億円程度でございますけども、ちょっと加工品と生鮮の野菜とか内訳は、確かたないです。今のところ調査の項目に分かれていませんので、ちょっと分かりかねますけども、想像するに、やはり野菜というのは一つ一つの単価が低うございますので、億円単位で伸びているところは加工食品、お弁当とか惣菜も含めました、あとはいろんなゼリーとか女性の方が活躍する場ですので、そういったところで売上を伸ばしているところが実態じゃないかというふうに推測はされます。

ついでに補足しますと、この他に、70億円以外に今のサニーマートとかサンプラザとかサンシャインとか、インショップというのがございます。データをいただける企業さんについては、県の直販所マップにも載せるということを取引条件にしまして調査をしまして、それが去年のデータで約11億円ぐらいありまして、合わせますと81億円ぐらいですか。ほぼ飽和状態にきてるといえるのはですね、ある専門家の意見によりますと、大体市場マーケットが人口1万人に対して1億円ぐらい、直販所のマーケットはあるんじゃないかというお話がありますので、大体高知県80万人、80億円ぐらいでかなりアップにきているかなと。実際データを見ても3分の1ずつ、横這いの所と伸びている所と、反対に減少している所と非常に直販所間の競争とか、インショップ同士の競争とか、こういったことが段々激化するというふうに考えております。これは補足でございます。以上です。

(山崎会長)

他に委員さんお気づきの点ございませんでしょうか。

それでは、報告いただきました一番目の「こうち農業・農村振興指針」の件につきましては、この程度の論議にさせていただいて、次に進みたいと思います。また全体を通じて何かお気づきの点がございましたら、後ほどお受けするというので、二番目の審議事項の「木の産業プランと森の再生プラン」につきまして、ご説明を事務局の方からお願いします。

【 木の産業プランと森の再生プランについて報告 】

(溝渕森林企画課長)

森林企画課の溝渕でございます。それではお手元の資料の 3 と書かれました A 4 横長でございますが、「木の産業プランと森の再生プラン」に基づく取り組みという資料に基づいて説明させていただきます。

まず、資料の見方でございますが、左の目標欄や取り組みの方向と指標の欄には、今日はお手元にお配りしてないかも知れませんが、こういった冊子がございます。これは平成 17 年度末にこの審議会でご承認いただいたプランでございますが、この中に目標実現に向けた戦略と取り組みという 8 つの内容がございます。この 8 つの内容を左側に記載しておりまして、右側には平成 19 年度の取組状況を記載させていただいています。なお、時間の関係もございまして、主なものに絞りまして説明させていただきます。

まず 1 番目、 1 の「森林の多面的な機能の発揮」の「ゾーニングに基づく適切な森林整備の促進」では、森の工場の取り組みを通じまして、継続的に活動できる生産基盤を整備する取り組みを進めています。森の工場は、この新プランのスタート時であります平成 18 年度に 13 工場、5,818ha を設定いたしましたが、19 年度には 18 工場、5,600ha の設定を見込んでおりまして、19 年度末現在の集計では 5 年間の目標としております 5 万 6,000ha に対しまして、43 工場、1 万 8,100ha に達しております。これは進捗率で申し上げますと 32% というふうになっています。

2 の「健全な森をつくる」の「間伐を 5 年間で 7 万 5,000ha 実施」という項目では、平成 18 年度は 12,537ha、平成 19 年度の見込み数字も 1 万 1,000ha と、これは 5 年間で 7 万 5,000ha が目標面積でございますので、1 年間に直しますと 1 万 5,000ha になるわけですが、この各年度の目標面積を若干下回る実績となっております。この原因につきましては、いくつか考えられます。例えば間伐しやすい場所を既にもう一巡しておるといふこととか、間伐の補助事業を実施する場合には、森林所有者の負担が必要であるにも関わらず、なかなかそれを埋め合わせる材価が低迷している。とか言ったようないくつかの要因がありますが、中でも平成 19 年度の 1 つの大きな要因といたしましては、山の限られた林道労働力の中で、現在森林吸収源対策としまして、国有林や緑資源機構林から大きな事業量の増加がっております。こういったことなどによりまして、収益効率の劣る民間の森林所有者の間伐が後回しになっていることによる。というような現状も出ているのではないかと考えております。このため、四国森林管理局さんや緑資源機構さんなどと情報交換の場を持つとともに、森林組合などには私有林の間伐を進めていただくよう強く要請を行うとともに、間伐補助制度上の課題解決に向けましては、後ほどご説明します来年度予算におきましても、新規事業を創設するなどの対応策を講じるようにしております。3 番目になりますが、「災害を受けた山地などについて概ね 5 年以内で復旧」では、現在 89 ヶ所で復旧工事を実施しておりまして、ほぼ予定どおりの進捗状況となっております。

2 ページをお開きください。 3 の「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」では、

「森の工場」を 5 万 6,000ha に拡大することを掲げまして森林を団地化、集約化して効率的、安定的に材を切り出し、コストダウンを図るために作業道の整備や高性能林業機械の導入を図っていく支援を行っています。また、この生産システムを進めていくためには、事業者の意識改革と併せて、現場での技術的支援が欠かせませんので、昨年度は 3 名でございました専任の普及職員を平成 19 年度から 6 名に増員配置をいたしまして、先導役となる事業者の育成や森林組合と素材生産業者とのジョイントなどによる森の工場づくりも始まっております。

次に「民有林の木材生産量 36 万 m³ に向け、林業就業者 1,700 人の確保」という項目ですが、ここでは 1 ヶ所、大変申し訳ございませんが資料の訂正をお願いしたいと思います。2 つ目の黒いポツ、作業道の開設という行があると思いますが、(H19 年度末見込み：約 400km) というふうに記載されています。大変申し訳ないのですが、ちょっと数字の計算ミスでございまして 350km、400 を 350km というふうに訂正をお願いいたします。この作業道の項目でございまして、ここでは路網の整備や基幹林業技術者の育成等を通じまして効率的な生産システムの構築に取り組みまして、6 事業者で新たな生産システムの取り組みが始まり、また作業道、先ほどの約 350km を開設、更に高性能林業機械を 14 台導入しまして、基幹林業技術者を 33 名養成するなどの取り組みを行いました。

次の新生産システムの実現に向けた取り組みにつきましては、昨年この審議会でご説明させていただきましたので、新生産システムの仕組みにつきましては、今日は説明を省略させていただきますが、その折りに本年、平成 20 年度に大豊町に銘建工業の進出が予定されているとお伝えしたところでございます。しかしながら昨年の建築基準法の改正などによる大幅な木材需要の減退によりまして、全国的な製材業界の不況から、この進出が 1 年延期ということが伝えられました。県や進出先の大豊町といたしましては、銘建工業と定期的な情報交換を行いまして、また既に進出をされている同社の熊本工場の情報も収集しながら、できるだけ早期に進出していただけるよう努力して参る所存でございます。また、もう一方の佐川町にありますソニアでは、昨年同様に経営改善や乾燥機の導入などによる生産性の向上に取り組んでおります。

次の新規林業就業者の確保では、平成 18 年度に 159 名を雇用するとともに、今年度緊急雇用対策として補正予算を組みまして、県営林を活用した事業で年度末には 15 名の新規雇用を見込んでおります。また、若い就業者の育成確保では緑の雇用事業の活用をはじめ、林業体験教室の実施などのほか、次のページに移りますけれども、林業労働力確保支援センターなどでの技術研修の実施や、就職相談などを実施をいたしました。更に、県下で倒産や廃業が急増しております建設業者の林業への参入を促進するために、森林整備制度の勉強や個別指導など実施しまして、林業の担い手の拡大に努めております。

次に 4 の「時代のニーズに即した製品を供給していく」では、乾燥材の生産量を 5 万 m³ に拡大するために、木材乾燥機の導入に支援を行ったり、多様なニーズに対応で

きる企業を育成するために、県外でのセミナーや県内の木材加工施設へのバスツアーなどに支援を行っております。

次の「森林認証材の生産拡大」では、認証森林や住宅の見学会の開催などへ支援を行っております。

次の 5 の「木を売っていく仕組みを作る」では、低コストの輸配送システムを構築する取り組みとしまして、山元からの直送システムを構築するために素材生産協同組合連合会や、森林組合連合会を中心に協議を行いまして、昨年 12 月から協定販売がスタートをいたしました。また、県下の製品市場が共同で設置をしました木材流通センターでも新たな販路開拓や拠点づくりに営業活動を進めております。

4 ページに移らせていただきます。 6 の「県産の木材を徹底的に利用する」という目標では、公共工事で年間 6,550m³ 以上の県産木材を利用するという取り組みに、県をあげて取り組みまして、県の施設の木造化では 7 か所、公共土木工事での木材使用量は平成 18 年度で 6,101m³ の実績となっております。

次の「木質バイオマス利用量を 21 万 7,000 トンに拡大」という目標につきましては、具体的には 6 月に仁淀川町、10 月には須崎市で木質バイオマスの利用実験事業がスタートをいたしました。バイオマスの利活用につきましてはコスト面などで課題もありますが、今後も引き続いて、活用方策について検討して参りたいと思っております。

次に 5 ページをお開きください。 7 ですが、「森を知り、木に触れる取組を進める」の「森林保全ボランティアを 30 団体、1,000 人以上に拡大」では、森林環境税などを活用しまして、ボランティア団体の設立支援や安全研修の実施、またそれら団体のネットワーク強化に取り組みまして、この 12 月現在で登録団体は 27 団体、883 人となるまでに拡大をいたしました。

また次の「民間企業や地域の力を活かした森林整備を 30 ヶ所以上で実施」では、これまでに 31 社の企業との協定が結ばれております。これらの他、11 月 11 日の「こうち山の日」への取り組みや、近年注目をされております森林セラピーやグリーンツーリズムなどの取り組みにも支援を行っております。

最後の 8 の「暮らしの中で木に触れ、木のものを使っていく」では、県産材を使った机や椅子を保育園や小学校に普及するための支援を継続して行っております。

以上、平成 19 年度の取組状況について、ご報告をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

(山崎会長)

事務局の方から、森の再生プランを中心に、19 年度の取組実績についてご説明いただきましたが、ご質問等お気づきの点、ございませんでしょうか。どうでしょうか。

はい、どうぞ。

(野島副会長)

意見がまだ出る前ですので、私からちょっと。この産業づくりと森の再生プランということと少し外れるかも知れませんが、いたって根本的なことになると思うんですが、実は私の地区でも相当被害が出てますが、鹿による食害、最近5年ぐらい前に植えた2haぐらいの山林を全滅されたということで、所有者がこの間も見えまして、何とか対策ないだろうかという話が出てます。

ご承知のように、依光先生なんかを中心に進められております「三嶺の森を守る」と、これはまた大きな資産、財産、かけがえのない大きな笹を食べておるといような状況が、だんだん南下してまいりまして、このまま行ったら再造林、要するに伐採した跡地の植林というのはまず不可能ではないかと、相当の経費を入れないと、牧場のように囲いをするしかないんじゃないかというふうな思いもしておりますが、こういったことに対する県の今後の取り組みとかいう、環境問題等含まれると思うんですが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

(山崎会長)

依光先生、関連して何か。

(杉本林業改革課長)

林業改革課です。

(山崎会長)

ちょっとお待ちください。依光先生の方から、関連して質問を。

(依光委員)

鹿の問題もあります。鹿での林業、自然林の方は今回ちょっと置いとくとして、いわゆる林業被害で、私も現場を見てるんですけども、幼木の剥皮で枯れていくという、それから植林後すぐ枯れていく。食われて枯れる。これは直接被害というふうに見てますが、その他間接的に大きな被害というのは、物部あたりで二段林経営してる非常に篤林家、自立専門的な林家、そういう方がおられるんですが、その方なんかの山も見せていただくと、これでもうやる気なくしたというのが、新たなその鹿問題なんですね。ですので、そういう人たちのやる気をなくする。つまり、二段林経営で間伐を積極的にやりながら、長伐期・複層林経営をやる。つまり、これの目標になってる森づくりなんですね。その森づくりのあり方を阻害する要因が鹿に出てきてるわけですね。ですので、いい加減にこれまでの木材価格の長期低落、構造不況の中で、採算が取れないのに加えて、新たなコスト問題、新たな意欲をそぐのが鹿問題でもあるわけですね。ですので、それについての林業サイドからの取り組みというものを、やっぱり真剣に考えないといけないのではないかということ

が出てくると思います。

それから、今特に九州なんかひどいんで、高知県は間伐で行くということなんです、山の方を見ると結構最近皆伐が目立ってきています。それはやっぱり切って後植えるかという、採算難で植えない。それから更に鹿問題が加わって、ますます植えないという形で、林業放棄ということも増えてくると思います。ですので、そういう視点から鹿問題も林業の方でも取り組んでいただきたい。それから奥山自然林の方はもちろん、自然環境の問題から貴重な稀少種、生物多様性の問題とかいろいろ関わってきますが、その辺も非常に重要で、両方の視点から取り組んでいただきたいと思います。

これは私の現場を見たところの意見なんです、それから質問としては、このゾーニングの方の最初のところなんかの森の工場も 5.6 万 ha に対して、現在進捗率 32%。4 割、2 年目ですので 4 割くらいでほぼということでしょうが、今後結構これも実は先ほど間伐が 1 万 5,000ha 目標に対して、1 万 1,000 とか 1 万 2,000 で留まっている。特に本年度に関しては、いろいろご意見も出ておりましたが、1 つ大きなのが CO2 対策で、国有林とか緑資源というお話がありました。それで限られた労働力で、特に森林組合なんかも国有林地帯にある森林組合というのは、結局その間伐と同時に上の森の工場に関しても、どうやら国有林の方の請負をやった方が有利だということもあって、意欲がそがれているのではというふうな感想を持ちますが、その辺はいかがかなというふうに思います。

あと途中もあったと思いますが、感じてたところではバイオマス、4 ページのところは今サラッと流されたところなんです、4 ページの一番下に「木質ボイラーの導入促進や園芸用ボイラーの開発普及」というのがありますが、これは先ほどの農業との関わりと、環境基本計画とも絡みますが、今県というのはやっぱり循環型社会とか、そういうような大きなあるいは CO2 対策というような視点から基本計画も作りつつあるわけですけども、そういう流れから言えば、この森林から出てくるバイオマスの、今梶原あたりが矢崎総業とペレットの開発を進めているわけですけども、そういうものこの地域の園芸用のボイラー、この前テレビで出て、そちらに切り替えた方が安いんですけども、初期投資というか、転換のためのコストが掛かるという、150 万だったか、幾らだったか忘れましたが、その問題があるんで簡単には行かないよということなんです、そういう今の原油高とそれから温暖化問題。つまり、バイオマスの場合は完全に地域循環になりますので CO2 の負荷がゼロになりますから、そういう視点からもこういった農と林とのリンクした形の循環システムというか、それに対しての県内何々の、その転換のための補助制度というか、支援というか、そういうものの制度化というのが必要ではないかというふうに感じています。とりあえず。

(山崎会長)

お 2 人からご意見いただきましたが、できる範囲お願いしたいと思います。

(杉本林業改革課長)

よろしいでしょうか。林業改革課です。沢山ご質問いただいたんですけども、1点目の日本鹿による食害の問題なんですけども、野生鳥獣による被害への対応というのはやはり駆除・防除一体というのが基本だろうというふうに考えています。森林部では、基本的には防除の方を受け持つということになるんですけども、基本的に今の事業のメニューの中で言いますと、造林補助事業の中に植栽を行った時、あるいは各種の施業を行った時に、その付帯的な施設としてネットを張るといったような事業をメニューとして持っています。今年も4か町村ほどで6,000mほどネットを張っているんですけども、これもネットの値段もm当たり1,000円程度ということで、これに対して補助事業ですので、自己負担がやはり3割以上要するという形になってます。先ほどから、委員さんご指摘のように、非常に林業の採算性が悪化してる中では、これに植栽の経費の費用負担もあり、加えてこのネットの費用の負担もありということですので、非常に意欲そがれるということがあると思ってます。ただ、いろいろ現場の意見など聞いてみますと、やはりこれは民有林の場合は非常にごく一部でやられているんですけども、緑資源機構、先ほどからちょっと出てきましたけども、そこあたりはかなり徹底してネットを張ってやられているんですけども、それでもそのネットの中の幼木が食害に遭うというようなことも見られるようで、パーフェクトではないと。ネットを張るとネットを張ってないところは当然やられるし、ネットを張ってるところもやられるというようなことですので、実はその防除策のパーフェクトなものとはなかなか見当たらないというのが現状だろうと思います。

そんな中では、やはりその頭数の調整と言いますか、そこらあたりが非常に大きなポイントになってくるんだろうというふうに思ってます、つい先日も「特定鳥獣保護管理計画」というものが立ってるんですけども、20年度からの第2期分に向けての意見調整を行ったところで、東地域・西地域、東部と中部と西部と3ブロックに分けて頭数調整をやっているという状況なんですけども、東と西とで更にこれを強化していくというような方向が示されたところです。その辺、鳥獣対策室というところが企画部の方にあるんですけども、そこらあたりとも連携を取りながら、先ほども言いました駆除・防除一体となったという取組で取り組んでいきたいと思っておりますが、正直なところ、これについては決定的な、これが答えだというようなものはなかなか見当たりにくいという状況です。

それから「森の工場づくり」についてのご質問があったんですが、件数だけでも見ますと、まっまあの進捗を見ているということなんですけども、先ほどご指摘もありましたように、今年は非常に間伐の面積も滞ってきまして、頭打ちになっているという状況の中で、併せて「森の工場」も難しいんじゃないのというご質問だったと思うんですけども、むしろ民有林の間伐が進みにくい理由の大きなところが、結局所有者の負担金の問題ですとかそのあたりになりますので、そういうことから考えますと、何とか利用間伐を進めて収益を取っていくというところが1つの突破口だというふうに思っています。その意味で、間伐が進まない。だからこそ「森の工場」を進めなければいけないというふうに考えてい

まして、「森の工場づくり」については来年度も機械の導入あるいは路網の整備、このあたりに相当な予算も割いて、集中投資をしていこうというふうを考えてます。

更に労働力が不足ということですので、新規の参入ということで、建設業あたりの新規参入みたいなものを迎える意味で、できるだけ入ってきやすいような環境を作ると、条件を作るという意味で、ソフト対策の方も少し力を入れてやっていきたいというふうに思っています。

(大野木材産業課長)

続いて、木質バイオマスについてのご説明をさせていただきます。依光委員ご指摘のとおり、木質バイオマスというのは地域循環型の資源でございますので、県としても大いに進めていかなければいけないということで、いろいろ取り組みしているところではございますが、1つ例として仁淀川町がNEDOの事業を入れまして、山からの材をペレットに加工するというのを5カ年でやっております。今丁度中間期になって、コスト計算等も出しながら議論をしているところですが、設定価格が木質ペレット、キロ当たり35円で何とか商売にという設定で、今進めておりますが、どうにか成り立つのが山の面積皆伐のところでは集中的に、いわゆる用材として利用しないパルプチップも取った残り、そういった枝葉ですとか、根元曲がりの部分、そういうものをかき集めてくる条件でどうにか35円が達成できると。間伐とか分散的に資源が発生するようなところでは、なかなか35円というのを達成することは難しい。NEDOの実験でございますので、初期投資というのを全額見ていただいて、それを除外した上でのことでございますので、山からストレートにということ念頭に置いていくとなかなか現状では、昨年1バレル55ドルが今100ドルになったとは言えども、なかなか難しい。その条件をどういうふうにしてクリアしていくのかなということを考えました時に、やはりある程度コスト吸収が進んでいる製材の端材でありますとか、プレーナー屑ですとか、そういったものを原料にすることでどうにか採算を合わしていくというのが現実的選択であろうというふうに考えておりました。今そういう動きの出ているところに積極的にお声を掛けながら、取り組みを進めようというふうに考えています。

それと支援についてはですね、国の方の事業で利用する施設、それからエネルギーとして加工する施設、併せて支援する事業があつて、ふんだんに資金があるというふうに聞いておりますが、なかなか利用側に2割、生産プラント8割という事業構成ということが足かせになっておまして、そのあたり少しこれから検討していかないと、なかなか使い勝手が今ひとつというふうな課題を抱えております。以上です。

(山崎会長)

どうぞ。

(谷口農業振興副部長)

関連しまして、農業分野の方の利用のサイドからの木質ボイラーのことを少し紹介させていただきます。今現在動いているのは、須崎でユイ工業さん、これは丸太を自分でくべるんです。それから、ここへおいでしています全農高知ネポンさん、ペレットです。それから芸西で言われてる相愛、これがペレットです。そういう 3 つの動きが今あります。農業振興部としましては、CO2 対策とかあるいは循環型社会とか、もちろん格調高い中期的な将来性というのはそっちの方へ向かっていかないといけない。うちも環境保全型農業のトップランナーなので、中期的な施策抱えて行っていますので、そっちの方へ行くことは間違いありません。ただ、今原油高で農家は困っておりますので、農家が関心を示しておるのはどちらかと言うとそのコスト低減にならないかという、そういう観点で注目しております。ただ、この木質ボイラーの関係で 3 点クリアしなければいけない部分がありまして、1 つは安全性なんです。六価クロムの関係です。ステンレスを使いますと、どうしても六価クロムが出ます。産技がやっていた開発もそれで断念しました。全農高知さんも何かちらっとそういう話をされていますし、どうしてもステンレスを使っていると溶出されます。1 回の分析だけではどうも振れがありまして、10 回やそこらやりますと、1.5ppm 以上になりますと特別管理廃棄物になりまして、それは徳島まで持っていかないといいませんが、徳島は県外のものを受け入れません。エコサイクルセンターが今、日高へ着工していますけど、22 年の 4 月にはできます。そういうような終末処理場ができれば、そこへ持って行けますけど、それまで持って行く先はありません。基準値 1.5ppm を超えるというのはもう現実的ではないのですが、それを超えるデータが出るわけです。高い時は 2 桁台のデータが出ます。1 回だけの分析では安定しません。何回もやると、非常に振れがあります。だから 1 回だけのデータで安全という話にはならないと思いますので、1 年間を通じて分析して安全ですよという形にならないと、とても普及という形にはならないと思います。

2 点目がそのコスト比較です。丸太でやっているのは、人力で夜も人が付いてくべとかいうような、非常に前近代的なという言葉、怒られますけど、そういう労力に変えてコストを下げるという考え方でございます。それはいい重油のボイラー、従来のボイラーと比較して 80% ぐらいの、2 割ぐらいのコスト減になります。ただペレットのタイプを計算しますと、どちらも割高になります。開発で量産にかけると、多分ボイラーの市販単価は下がってくると思いますけど、それを想定しても同じぐらいにしか出てきません。非常にそのコストの面でメリットが出てこないと、農家の一般普及ということは難しいので、釜の販売代金が 300 万とか 400 万とか、補助事業ありきとかいう話では一般には広がっていかないんじゃないかというふうに思っております。

それから 3 点目が、原料の安定供給です。実は今国の地域バイオマス利用交付金という事業がありまして、それは国と農政局と市町村が直接やりとりするんですけれども、それを使って須崎でやっていこうと。この間も芸西の方も相談を受けましたけれども、その

事業、須崎は活用してやっていく予定でございますが、そのバイオマスタウン構想を立てたエリア内で、転換施設と利用施設を両方設置しないといけない。木質バイオについては提案型になって、利用型が 2 割、転換型 8 割というふうな括りがありまして、転換型を主な狙いとしてやってる分です。

例えば、芸西から相談を受けましたけど、芸西の方見渡しても、そういうふうな製材工場もない、燃料工場もない。そこで加温用のボイラーのためのペレットの工場を造るんですかと。造って運営してコストは合うんですかと。いろいろお聞きしますと、何億もかけてコストは合わないみたいな話も聞きます。いっそのこと、全然話は違いますが、外国から入れた方が安いとかいうふうな、そんな話まで来て、なかなか採算が合わない。それとペレットの質ですね。質がその材とかいろんな問題によって、非常に振れが出てきた場合はちょっと都合が悪いとかいう話も聞きますと、いろいろ課題があるなと思って、一足飛びには行かないということは非常に感じております。ただそちらに向かって努力していくことには間違いございませんので、また皆さん、その動向を注視していただきたいと思っております。ちょっと長くなりました。

(山崎会長)

他に、何かご質問等ございませんか。大分時間も経過しましたが、ございますか。2 番目の審議もいったん打ち切りまして、3 点目の予算の関係もお聞きした上で、全体のご意見等もまた改めてお聞きすると、こういうことにさせていただきます、今日用意していただきました、3 点目の県の 20 年度農業関係、森林関係の、農業振興部・森林部の予算の見積概要につきましてご説明をいただきたいと思っております。まず、農業振興部の方からお願いしましょうか。

【 平成 20 年度当初予算見積概要の説明 】

(藤田農政企画課長)

それでは、農政企画課の藤田です。引き続きまして、農業振興部の平成 20 年度当初予算の見積概要についてご説明いたします。資料の 4 をお願いします。

資料 4 をめくっていただきまして、まず 1 ページに人件費を除く当初予算見積額を示しております。昨年度まで競馬担当理事が所管しておりました競馬対策室が、平成 19 年度から農業振興部所管となりましたことに伴いまして、平成 19 年度当初予算額及び平成 20 年度予算見積額、ともに競馬対策室分を含んだものとなっております。20 年度の一般会計総額は 83 億 2,483 万円で、対前年度当初予算比率は 97% となっております。これは競馬対策室の予算が平成 20 年度に大きく伸びた形になっておりますことから、対前年比が 3% のマイナスに止まっておりますが、この競馬対策室を両方から除いた旧の農林水産部での比較では前年度比 89.2% で、10.8% のマイナスとなっております。主な要因は、基盤整備の完了地区が多く、公共事業の箇所数が減ったことなどが主な理由でござ

います。

平成 20 年度の当初予算見積りにあたりましては、「こうち農業・農村振興指針」を踏まえまして、選択と集中の徹底を図り、予算の質の確保に努めたところでございます。

それでは、次の 2 ページをご覧ください。重点施策の体系表を載せております。指針に基づいた柱立てで整理をしております。この柱立てに沿ってご説明を申し上げます前に、全庁で取り組んでまいります中山間地域の維持・活性化に関し、当部が重点的に取り組みます、こうち型集落営農の育成についてご説明をいたします。先ほど部長の方の挨拶にもございましたが、これまでの集落営農の取り組みに収益性の高い園芸品目等の導入を組み合わせ、その産地化による所得の向上を目指します、こうち型集落営農の推進に向けまして、モデル集落を 10 地区ほど選定し、農協や市町村などとともに、ハード・ソフトの両面から全力で支援することとしております。

資料の最後の 8 ページをご覧ください。(2) 中山間地域の振興の の 3 つ目のところに、 を付けた事業名を載せております。真ん中の を付けました「こうち型集落営農モデル育成事業」が、それらをソフト面から支援する事業でございます。農業振興センターの普及指導員が集落座談会に参加したり、農家の皆さんに対する研修会を開催する経費などを見積もったものでございます。その 1 つ上の の「中山間地域集落営農等支援事業」では、中山間地域の集落営農の育成を一層進めていくため、本年度までの中山間農業活性化支援事業を組み替えたものでございます。その中では、これまでに引き続き、集落で共同利用する農業用機械の購入等を支援しますとともに、こうち型集落営農モデルの育成を推進していくため、モデル集落を対象とする高い補助率、3 分の 2 の支援メニューを創設しました。通常の支援の方は 2 分の 1 の補助率でございます。それをモデル集落の場合に、補助率を 3 分の 2 まで高めております。3 つ目の 印のレンタルハウス整備事業にも同様のメニューを作り、これはハード事業が一体となって誘導性を高め、支援していく予算を見積もっております。

それでは、指針の取り組みの基本方向に沿った説明に戻ります。2 ページをお願いします。まず「消費地に信頼される園芸産地づくり」についてでございます。本件の農業産出額の 75% を占める園芸農業の振興に重点を置くという考えのもと、ソフト面の取り組みといたしましては、農協等農業団体などで構成します園芸戦略推進会議におきまして、県域の会議では生産、流通構造の変化に対応できる、まとまりのある産地づくりなど、県全体の共通課題の解決を、また地域では農協を核としまして、生産者の代表などとともに営農支援の強化など、地域独自の課題解決に向けて取り組んでまいります。ハード面ではレンタルハウス整備事業において、生産者の実需に対応できる事業費を確保しまして、園芸用ハウス面積の維持・強化による園芸農業の下支えを図ってまいります。また、18 年度から予算化をして進めてきております「有望品目の導入・定着の取組」につきましては、これまでに県段階のプロジェクトチームで品目の有意性を評価し、選定いたしました 12 品目と、市場との連携により選定した 1 品目の 13 品目を提示して、地域での取り組み

を始めており、先行する品目のハスイモや短根ゴボウ、花ニラなどでは、産地化に向けた具体的な動きが生まれております。3年目となります20年度は、生産から流通販売段階までの課題を、より具体的に検証、評価をいたしまして、地域への品目の定着と拡大に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

消費者の食の安全・安心志向に応える環境保全型農業につきましては、トップランナーを目指して、県内全域への普及・定着に向けた取り組みを進めますとともに、農薬使用の履歴記帳や出荷段階での衛生管理を徹底し、農産物の安全性を担保する仕組みを整備してまいります。更に、その取り組みを消費者や流通関係者などに効果的にPRすることによりまして、本県農産物のイメージアップを図り、安全・安心のトップブランドとしての地位を築くことで、消費地に選ばれる産地を目指してまいります。

続きまして、「地域特性を活かした農業の展開と農村の振興」についてでございます。先ほどご説明いたしました、こうち型集落営農の取り組み以外のものについてご説明します。中山間地域での農業生産の維持と耕作放棄地の抑制など、中山間地域の多面的機能の確保に大きな効果を発揮している中山間地域等直接支払制度につきましては、集落協定の締結面積の拡大に向けた取り組みを進めますとともに、できるだけ多くの地域が10割単価の交付金を受けられることができるよう取り組んでまいります。

地産地消の取り組みにつきましては、来年度が第2期地産地消推進プログラムの最終年度となりますことから、おいしい風土こうちサポーターを中心とした県民との協働により、県民運動として定着する仕組みづくりの総仕上げに取り組んでまいります。以上が、基本的な考え方と主要な取り組みの概要でございます。

それでは、4ページをお願いいたします。4ページからは、主要な項目の予算の概要でございます。概略をご説明させていただきますが、なお前段でご説明をさせていただきました取り組みについては、省略をさせていただきますのでご了承くださいませ。まず、1番目の柱立てで「消費地に信頼される園芸産地づくり」に沿った取り組みでございます。2つ目の(2)「意欲と能力のある担い手の育成」でございます。その項目の1つ目の「経営感覚に優れた農業者の育成」の「農業経営基盤強化促進事業」は、国の施策が担い手に集中、重点化される中、県域及び地域の担い手育成総合支援協議会の取り組みを支援し、認定農業者など地域の担い手の育成確保を推進するものです。

5ページをお願いします。(3)「産地基盤の強化」でございます。1つ目の「生産基盤の確保と有効利用」の中ほどの「輸入急増戦略的対応特別対策事業」は、国の交付金を積極的に活用して、ナスの自動選果ラインや低コスト・耐候性ハウスを整備するものでございます。2つ目の「新品目・新品種・新技術の開発・探索と計画的導入」の「園芸作物等技術実証事業」は、篤農家の栽培技術や施設を活用した栽培実証、あるいは専門技術員が中心となった技術の適用性試験や実証を実施するなど、新品種や新技術の栽培実証等への総合的な取り組みを通じた、速やかな技術の普及と課題解決に努めてまいります。

6ページをお願いします。次は前段でも触れました(4)「環境保全型農業の推進」で

ございます。1 つ目の 「環境と調和した生産活動の普及」の項の を付けております、「こうち環境・安全・安心点検システム推進事業」は生産者や出荷体制の取り組みを定め、たこうち環境・安全・安心点検シート、通称「高知県版 GAP」の普及を図り、環境保全、農産物の安全性向上への取り組みを農業者、関係団体、全ての全体運動として推進してまいります。(4)の最後の 「有機農業技術の体系化」のところの「有機農業支援事業」は、県とNPOとの共同により設置しました「有機のがっこう土佐自然塾」の運営を支援するもので、引き続き 2 名の県職員が栽培実習の指導にあたりるとともに、地域との交流や農地、空き家情報の提供など、研修生の円滑な就農と定着に向けた支援を行ってまいります。また、環境保全型畑作振興センターにおきまして、有機無農薬栽培技術の実用化に向けた実証を行うなど、品目別の栽培技術の確立を図ってまいります。併せて、県内の有機農業の実態調査や消費者、流通業者と有機農業実践者との交流などの取り組みも進めてまいります。

7 ページをお願いします。1 本目の柱立ての最後になりますが、(6)「消費地のニーズに対応した流通・販売戦略の展開」でございます。1 つ目の 「安全・安心の高知県産ブランドの確立」の「園芸こうち販売促進事業」は、県産園芸品の販路拡大を目指し、県と農業団体で構成します園芸こうち販売促進事業実行委員会において、関東・関西圏など大消費地でPR活動を実施します他、流通関係者等と産地の交流事業や、関東・関西・中部地区の小学校などを対象にした出前授業など、様々な事業を通じまして、本県園芸品や環境保全型農業の取り組みをPRし、全国に向けて園芸高知を発信していくものです。

2 番目の柱立て、「地域特性を活かした農業の展開と農村の振興」に沿った取り組みについてご説明いたします。最初の項目は(1)「特色ある農業の展開と農村の振興」でございます。1 つ目の 「畜産振興」の最後の「土佐はちきん地鶏普及対策事業」は、高品質肉用鶏として開発された「土佐はちきん地鶏」を広く県内外にPRし、安定生産と販路拡大を図るため、高知県土佐はちきん地鶏振興協議会の取り組みを引き続き支援するとともに、「大川村ふるさとむら公社」の種鶏孵卵センターにおける素雛の生産と飼育農家の確保・育成を進めていこうとするものです。

2 つ目の 「農村環境と地域自然の保全」の項目の「農地・水・環境保全向上対策事業」は、本年度から 5 年間の事業でございますが、農業者だけでなく、地域住民等も参画する活動組織が取り組む、農地・農業用水等の資源や農村環境を保全するための活動や、環境に優しい営農活動を支援するものです。初年度の本年度は 141 地区で取り組みが始められましたが、20 年度から取り組みを始めようとする地区につきましても、要望に応じられる予算を確保するとともに、より多くの地域が環境に優しい営農活動に取り組むよう支援してまいります。

最後の 8 ページをお願いします。(2)「中山間地域の振興」でございます。前段で申し上げましたとおり、こうち型集落営農の推進に向けまして、モデル集落の育成に全力で取り組んでまいります。以上が簡単でございますが概要説明です。ありがとうございました。

(山崎会長)

ありがとうございました。それでは森林部の方、引き続き、説明お願いしましょうか。

(溝淵森林企画課長)

それでは、資料 5 に基づきまして、森林部の平成 20 年度予算見積の概要をご説明いたします。まず 1 ページでございますが、森林部の平成 20 年度当初予算の概要を掲げております。表の中の真ん中辺に一般会計の合計欄がございますが、総額で 129 億 2,000 万円余り、前年対比で 100.3%となっております。その下の特別会計をご覧くださいますと、県営林事業につきましては 3 億 8,000 万円余りで 124.2%、その下の林業木材産業改善資金助成事業では、19 億 8,000 万円余りで前年比 100.4%。これら合わせました森林部の予算総額が 153 億円余りでございまして、前年対比 100.8%となっております。

来年度の予算要求の重点といたしましては、森林資源が成熟しつつある中で外材の入荷の不安定さを受けまして、国産材への注目が高まっておりますことから、木材を低コストで安定的に生産、供給していく体制の確立を早急に構築するために、重点的に支援をしていくこととしております。そのため、まず表の上の方の一般会計にあります森林整備関係の予算としまして、間伐の促進と森林施業の低コスト化を進めるための作業道や高性能林業機械の整備を一体的に進めていくための予算が、20 億 7,000 万円余りを計上しております。その下段には治山事業や林道事業費を掲載しておりますが、ほぼ前年並の予算を確保しております。

また、下の方の表でございますが、課室別の内訳をご覧になっていただきたいんですが、ここでは林業改革課の予算が前年比の 106.4%と伸びております。この理由は前段ご説明をいたしました、森林整備関連事業の伸びによるものでございます。一方、木の文化推進室の予算が減少しておりますが、これは主には森林環境税を活用した間伐事業を先ほどの林業改革課に組み替えたことによるものでございます。

続きまして、2 ページをお開きくださいませ。2 ページには主要事業体系を掲げておまして、森林部の主要事業をプランの 3 つの柱に分類をして掲載をしたものでございます。3 ページ以降に、それらの施策の概要を掲載しておりますので、こちらでご説明をさせていただきたいと思っております。3 ページをご覧くださいませ。時間の関係もありますので、新規事業等を中心に、主なものだけご説明をさせていただきます。

まず、プランの 1 つ目の柱でございます。「多面的な機能を発揮できる多様で健全な森づくり」の(1)の「健全な森林の整備」の中にあります 2 でございますが、「みどりの環境整備支援事業」では CO2 吸収効果の高い 35 年生以下の若齢林の間伐に取り組むために、森林環境税を活用しまして、定額補助を行い、所有者の負担を軽減をしまして、公益上重要で、緊急に間伐が必要な森林の整備を行うものでございます。平成 20 年度は約 4,400ha を実施する予定でございます。なお、一応新規事業というふうになってない

のは、12月の補正予算で既に今年度から一部実施をしているところからでございます。

次の4ページをお開きくださいませ。2つ目の柱であります「木材の積極的な利用と木の産業づくり」の「担い手の確保・育成」でございますが、この中の2「県営林を活用した雇用創出事業」におきまして、県営林をフィールドとして提供いたしまして、雇用の機会を創出するとともに、担い手の育成と間伐による増産を図る事業でございます。19年度の9月補正によって既に6事業地で実施しております。新規雇用も年度末には15名を見込んでおります。来年度は更に16事業地で、施業面積にしまして1,366haで新たな雇用を32名を計画しております。ただ県営林の場合は、場所によりまして面積的に9haぐらいのものから200haぐらいのもの、いろいろ大きなばらつきがございますので、この事業の目的であります雇用を早期に実現するため、まずは事業がすぐに着手可能だと思われるような大きな面積の事業地から発注をして参りまして、雇用拡大に努めて参りたいと思っております。なお、小さな面積の事業地につきましては、周辺の森林と併せまして事業化できるように努めてまいります。

次に5ページに移りまして「森の工場づくりの推進」で、2の、これは新規事業でございますが「森の工場導入モデル事業」といたしまして、これは事業者が森の工場に新規参入するための足がかりとなるために、30ha程度の小規模な団地の施業集約化などに対して支援をする計画としております。

続きまして「木材の安定供給体制の整備」(3)の中の3に「林道事業」がございます。この林道事業の予算の中には来年度で廃止が予定をされております緑資源機構の「幹線林道」につきまして、県へ移管される事業費ということで3億4,000万円を含んでおります。

ちょっと飛びまして、次に7ページをご覧くださいませ。3つ目の柱になりますが「森を知り、木に親しむ暮らしづくり」でございますが、2期目を迎えます森林環境税を活用しまして、引き続いて県民参加による健全な森づくりや木材の積極的な活用に努めてまいります。

この中で8ページでございますが、最後のページでございますが、新規事業としまして「間伐材利活用推進事業」を新たに設けまして、間伐材を有効に活用するため、県民の方々からの企画や開発などの提案事業に対する支援をする予定としております。

以上、主に新規事業についてご説明をさせていただきました。以上で報告を終わらせていただきます。

(山崎会長)

20年度の予算見積につきまして、農業振興部と森林部、両部からのご説明をいただきましたが、何かお気づきの点、ご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(小門委員)

今日の朝刊に、「高知やさい体操」の報道がなされておりましたですね、好意的に取り上げていただいていたんだと思いますが、中でDVDの配布が100枚ほど足りなくて予算が云々とかいうところもありましたけども、あの辺のところも含めて、今後、首都圏や近畿圏でどんな展開を考えておられるのかが1つと、それから足下の高知県内ですね、例えば地産地消の予算もありましたけども、あ あいった取り組みを、例えば県下の幼稚園には全部配って、高知県の野菜っていうのは幼稚園児の方々に親しんでいただくとか、あるいはそういった取り組みが県下の量販店とか、いろんな野菜を売ってるところでDVDが流れてるとか、音楽が流れてるとか、そんなようなキャンペーンをされて、子どもと一緒にいったお母さんが高知県の野菜を買ってくれるというような取り組みとか、思いつきですが、そんなことも含めて、どんな展開を考えておられるかというご質問をしたいと思います。

(山崎会長)

小門委員から質問がありましたが、この件については4日の日に東京で報道機関とのやりとりの中でも同じような意見が出ましてね、知事さんの方からも答弁を一部したところですが。

(西尾園芸流通課長)

園芸流通課でございます。先ほどのお話しの今回のキャンペーンですが、これは毎年首都圏で行っておりまして、今年と去年は東京で行いました。これは「園芸こうち販売促進事業実行委員会」というものを立ち上げておりまして、財源は県と園芸連さんと中央会さんで財源を負担をしまして、そのお金に基づきまして活動しておりまして、実はその実行委員長さんは園芸連の大山会長、委員さんもおいでまして、実は今、山崎会長さんからもお話がありましたとおり、キャンペーンを行いました当日もそういったご意見いただきまして、今実行委員会と県とでちょっと検討しておるところでございます。

それと、販売促進につきましてはこれだけでなく、特に団体サイドでは品目別に宣伝をしておりますし、また園芸連関係については共通した品目宣伝をしております。年間800店舗ぐらいやってた。3,000回に近いフェアをやっております。あと今言いました3者で負担の実行委員会と、あと県が長期的なものということで、先ほど企画課長の予算の説明の中にもありました出前授業であるとか、あるいは流通関係者との交流事業と、そういったことを複合的にやってPRしているということでございます。

(山崎会長)

(園芸連の)会長さんも委員でおいでしますので、お構いなければ補足してください。

(大山委員)

骨組みのところは、今、園芸流通課長からのとおりですが、若干補足させていただきますと、1つはDVDの配布。全国からかなりご要望いただいています。できるだけやるということで県とも協議してますけども、ご承知のとおりキャラクター、やなせ先生のキャラクターが動いてますし、それから作曲、それから体操の著作権、肖像権、いろんなものが絡みまして、一括して事業を宣伝企画会社に委託しております。その範囲を超えて行きますので、少しそこのところの詰めを今やっています。少しでも年度替えの予算の範疇でやりくりできないかということで3月末までやって、更に熱の冷めないうちに4月へ入ったらすぐに広げようということで、今作業を進めています。一辺にはなかなか、ちょっとそこらあたりの詰めが何とか目途が見えかけたかなというところでございます。いずれにしてもやっていきます。

それから県内への、これも幼稚園、3月6日にお天気の場合、中央公園で予定しておりますが、100数十名の人員に対しまして700近くのご応募をいただいて、更に郡部からもご応募いただくというのは、これも安全上の問題とか、いろんな手続き上の問題、これも県の方と協議をしながら、ある程度その発表会は少し集約しますけども、発表会と併せてDVDの配布等も引き続きやっていきたいというふうに考えています。いろんな方々と大変ご支援いただいております。この席で、お礼申し上げたいと思います。

(山崎会長)

他に、予算絡みのご意見、お気づきの点、ございませんか。なければ、全体的にもご意見構いません。

どうぞ、先生。

(依光委員)

森の工場づくりの推進に関わってですが、これも今までもそうだと思いますけど、大体高性能林業機械の整備とかが中心、あと作業道とかもそうだと思いますが、要するにハード的な面の整備と、それから2で「モデル事業」というのが新たに出てきて、林業新規参入事業体、こういうものも30ha程度というご説明がありましたけど、新たな形の参入によって拡大していこうということのふうには聞こえましたが、これ感想ですが、森の工場というのは実に様々で、非常に小さな所有者を見事にまとめ上げて、工場的なものを造っている森林組合、これは会長の野島さんとこなんか典型的だと思いますけれども、そういうのとそれからもう一方の極には1つの企業体が林業会社でもって1つの団地を形成するというような、比較的スツと行きやすい、そういうような仕組みづくりがある。

ですので、その両極があって、また新たな形も出てくるという、様々な形があってはいいと思うのですが、ただ政策的に今一番欠けているのは、やっぱり放置されている森林という、ここに書いてありますけど、小所有者の前に農業なんかを営んでいて、そっから

抜けていって放置されている森林というのは結構沢山まだある。そういうところが森の工場として適当なところも沢山あると思うんです。そういうところを積極的に引き上げていく。地域の住民の人たち、林家の意識を変えていく。そういうようなことをソフト的に進めていく何か手だてというものはないかなというふうに思っているんですね。1つは、例えば野島さんとこの今やっているのは谷相団地なんですけど、あそこなんか非常にちっちゃな、平均 2ha くらいの所有者の団地ですけど、それを見事に 88%の合意形成をやっている。これは正に地域住民の人たちが参画してるからなんですよね。ですので、そういうような仕組みにあるいはプロセスにおいて、ほんとの意味の共同というか、パートナーシップというか、そういうものを築いた形の森林整備が進まないかなというのは、日頃ほんとに思っていることなんですけど、それを進めるためにはどうしたらいいのかなというのと、よく分かりませんが、例えばモデル団地、そういうものを紹介していくとか、何かそういうような、幾つか県下にはあると思うんですよね。ですので、できるだけそういう方向性を誘導してもらえればいいかなというふうに思っています。

(山崎会長)

ご意見等として発言されたと思いますが、何か加えてお話しすることがありましたら。

(杉本林業改革課)

手短に、資料の 5 ページの「森林整備推進事業」という事業名で載せてあるんですけども、ちょっと名が体を表してない形になってまして、国の事業に合わせた関係でこういうことになってるんですが、4 億円の事業費のうちの 3 億円分が高性能林業機械に充てるもので、残りの 1 億が未整備の森林の定額補助という形で、100%国費の事業が今年からできていますので、それを活用した事業という形になっています。

ご指摘のように、小規模な森林所有者の方をまとめて工場を造るとというのが非常に理想的な姿だというふうに思ってます。2 番の「森の工場導入モデル」というものはですね、実は 150ha 単位で 1 つの森の工場というものを描いているんですけども、その規模になりますと 100 名以上の所有者の方を一遍にまとめなければいけないというようなことになりまして、実はちょっとハードルが高いという声もあります。そういうことで、大きな一塊という政策的な目標はずらさずに、導入を裾野広げていくという意味で 30ha というようなものから少し拾っていきこうというのが、この事業の趣旨です。

いろんなことを合意形成みたいな部分、あるいはその機会、初めて新規に参入してくる方が林業生産システムを試してみるといったことに支援をしたいと思ってます。合意形成等については、ソフト事業全体的に拡充をしますので、先ほどいろいろアイデアとして出されてましたことについても対応が可能かなというふうに思ってます。以上です。

(山崎会長)

いろいろご意見をいただきましたけれども、

(臼井森林部長)

ちょっと補足させていただきますと、ここに森の工場の「森の腕たち育成事業(再掲)」とあるんですけど、この中でもソフトというのを非常に重視しまして、森林組合と建設業者、あるいは林業事業体とのジョイントの場合は、ソフト事業に対しては、定額、要るお金定額を100%を組みまして、モデル的にそういう取り組みをしたいというふうに思っています。それと「森の工場導入モデル事業」の中で言われました、所有者がなかなか分からないということも含めてソフト事業を充実させていただいていますので、その辺を活用していただきたいと思います。それと先ほどの鹿の問題でちょっと追加でご説明しておきたいことがあります。森林環境税の方で、これは文化環境部の方なんですけど、鹿につきまして、要するに鹿は岩塩、塩というのを好むという結果が出てるようです。それにつきまして、そういうエサを置きまして柵による捕獲モデルの事業を実施して、効果が上がるかどうか実施して、実証で効果が上がるようであれば、そちらの方も進めたいということで今やっていますので、先ほどご説明すべきだったんですけど、よろしくをお願いします。

(山崎会長)

ありがとうございます。いろいろご意見いただきました。当初予定をしておりました4時の時間にもなりました。全体を通じて特にご意見がなければ、今日の審議会閉じさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。今日は特に熱心にご意見いただきまして、有意義な審議会だったと思います。農業振興部、森林部、今日のご意見を十分活かしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の議長役を降ろさせていただいて、事務局の方にバトンタッチをさせていただきます。

(事務局)

長時間どうもありがとうございました。参考にお配りしておりました印刷物ですが、「こうち農業・農村振興指針」の本編と、薄手の概要版、及び「木の産業づくりと森の再生プラン」の本編につきましては、ご不要でしたら、お席にそのまま置いておいてください。再利用させていただきます。

以上で本日の会議の日程を全て終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名人

委員 _____ 印

委員 _____ 印